

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（概要）

現状と課題

〈現状〉

- 我が国において、劇場、音楽堂としての機能を有している施設の多くは、文化センターや文化ホール等の文化施設である。これら施設については、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動については、文化施設の運営者による自主公演等として行われる場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

〈主な課題〉

- 近年、地方公共団体の文化関係予算が減少しているとともに、文化施設を設置している地方公共団体において、これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり、文化施設の劇場、音楽堂としての機能が十分に発揮されていないという指摘がある。
- また、現在、文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており、地方では多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定している。

基本的考え方

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行うことができる文化施設を「劇場、音楽堂等」とし、数多く存在する劇場、音楽堂等を生かしながら、国や地方公共団体、民間事業者等が連携して文化芸術を提供する環境を整える。
- 制度的な在り方の検討に当たっては、地方公共団体、民間事業者等の自主性を尊重し、多様な文化芸術活動が実施される枠組みにする。

法的基盤の内容として考えられる主な事項

〈総論〉

- 劇場、音楽堂等の機能を生かした文化芸術の振興に関し、国及び地方公共団体はそれぞれ責務を有すること、また、劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者にも役割があること
- 劇場、音楽堂等と文化芸術団体等、大学等との連携や、劇場、音楽堂等相互の連携について、今後さらに多様かつ柔軟な連携を図ること
- 国及び地方公共団体は、文化芸術の振興に関する施策を着実に実施するため、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講じるよう努めること

〈基本的施策〉

- 国は、我が国の文化芸術の水準を高めるため、国立劇場、新国立劇場等を活用するとともに、トップレベルの創造活動等を行う劇場、音楽堂等に対し支援すること
- 国及び地方公共団体は、地域の特色ある文化芸術を提供する劇場、音楽堂等に対し支援すること
- 国は、劇場、音楽堂等に係る専門的な人材の配置等、劇場、音楽堂等の運営に関する留意事項等を示す指針を作成すること
- 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等に配置される人材養成等の機会を提供すること

劇場、音楽堂等の運営に係る主な留意事項等

- 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材を確保することが重要であること
- 指定管理者制度について、質の高い事業内容が展開できる者の選定や、自主事業をしやすい環境の整備等、劇場、音楽堂等の機能を十分に生かす運用を行うこと